

高知県いじめ防止基本方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知県において、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づく地方いじめ防止基本方針を策定するに当たり、意見を聴くため、高知県いじめ防止基本方針検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高知県いじめ防止基本方針の策定に当たり意見を述べること。
- (2) その他検討委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織及び任期)

第3条 検討委員会は、委員9名で組織し、教育長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、高知県いじめ防止基本方針決定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長1名、副委員長2名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席、資料の提出、意見及び説明その他の協力を求めることができる。
- 5 検討委員会は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、関係課の協力を得て高知県教育委員会事務局人権教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長

が検討委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年12月17日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。